

水質関係

環境基本法

公共用水域の水質汚濁

◎ 水質汚濁に係る環境基準

○ 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正：平成26年11月17日環境省告示第126号)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1c (注 ⁶)第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(注) 環境庁告示第59号に定める測定方法に関する付表は省略する。

○ 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正：平成26年11月17日環境省告示第126号)

1 河川

ア 一般項目

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格21に定め る方法	告示付表9に 掲げる方法	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による 定量法	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに 指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1 (1)による。）	告示付表 11 に掲げる方法	告示付表 12 に掲げる方法	
備考		基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）			

2 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア 一般項目

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	未指定 (上田市)
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格 17 に定め る方法	告示付表 9 に 掲げる方法	規格 32 に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による 定量法	
備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 全窒素、全磷

項目 類型	利 用 目 的 的 性	基準値		該当 水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	未指定 (上田市)
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
III	水道3級(特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
IV	水産2種 及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
測定方法		規格 45.2, 45.3, 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ 水生生物保全環境基準項目(全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	未指定 (上田市)
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。)	告示付表 11 に掲げる方法	告示付表 12 に掲げる方法	

3 海域（省略）

指定水域なし（上田市）

◎ 水質汚濁に係る環境基準の類型の指定水域（上田市）

○ 生活環境の保全に関する環境基準の類型の指定水域

1 河川

ア 一般項目

水系	水域	類型	達成期間	指定の種類及び年月日
信濃川	千曲川（大屋橋の上流域） （信濃川上流②（南佐久郡の湯川合流点から大屋橋まで））	A	イ	国（S47.4.6 環境庁告示第7号）
	千曲川（大屋橋の下流域） （信濃川上流③（大屋橋から県境まで））	A	ロ	国（S47.4.6 環境庁告示第7号）
	依田川（全域）	A	イ	県（S50.5.22 長野県告示第281号）
	神川（全域）	A	イ	県（S55.10.9 長野県告示第645号）
	浦野川（全域）（産川を含む）	A	ハ	県（H7.12.25 長野県告示第951号）
備考 達成期間の分類は、次のとおりとする。 1 「イ」は、直ちに達成 2 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成 3 「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成				

図1 参照

イ 水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水系	水域	類型	達成期間	指定の種類及び年月日
信濃川	依田川（全域）	生物A	イ	県（H24.4.5 長野県告示第313号）
	神川（全域）	生物A	イ	〃
	浦野川（全域）	生物A	イ	〃
	産川（全域）	生物B	イ	〃
備考 達成期間の分類は、次のとおりとする。 1 「イ」は、直ちに達成 2 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成 3 「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成				

図1 参照

2 湖沼（省略）

指定水域なし（上田市）

3 海域（省略）

指定水域なし（上田市）

◎ 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

○ 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

(平成 21 年 11 月 30 日環水大発第 091130004 号・環水大土発第 091130005 号)

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	— ※1
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	— ※2
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

※1 指針値なし (平成 6 年 3 月 15 日環水管第 43 号)

※2 指針値なし (平成 11 年 2 月 22 日環水企第 58 号・環水管第 49 号)

○ 生活環境の保全に関する要監視項目及び指針値

1 河川及び湖沼

水生生物の保全に関する要監視項目

(平成 15 年 11 月 5 日環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号)

(平成 25 年 3 月 27 日環水大発第 1303272 号)

項目	類型	指針値	項目	類型	指針値
クロロホルム	生物 A	0.7mg/L 以下	4-t-オクチルフェノール	生物 A	0.001mg/L 以下
	生物特 A	0.006mg/L 以下		生物特 A	0.0007mg/L 以下
	生物 B	3mg/L 以下		生物 B	0.004mg/L 以下
	生物特 B	3mg/L 以下		生物特 B	0.003mg/L 以下
フェノール	生物 A	0.05mg/L 以下	アニリン	生物 A	0.02mg/L 以下
	生物特 A	0.01mg/L 以下		生物特 A	0.02mg/L 以下
	生物 B	0.08mg/L 以下		生物 B	0.02mg/L 以下
	生物特 B	0.01mg/L 以下		生物特 B	0.02mg/L 以下
ホルムアルデヒド	生物 A	1mg/L 以下	2,4-ジクロロフェノール	生物 A	0.03mg/L 以下
	生物特 A	1mg/L 以下		生物特 A	0.003mg/L 以下
	生物 B	1mg/L 以下		生物 B	0.03mg/L 以下
	生物特 B	1mg/L 以下		生物特 B	0.02mg/L 以下

2 海域 (省略)

指定水域なし (上田市)

地下水の水質汚濁

◎ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正：平成26年11月17日環境省告示第127号)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注⑥)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

(注) 環境庁告示第10号及び公共用水域告示に定める測定方法に関する付表は省略する。

◎ 地下水の水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

(平成 21 年 11 月 30 日環水大水発第 091130004 号環水大土発第 091130005 号)

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
<i>p</i> -ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	— ※1
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	— ※2
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

※1 指針値なし (平成 6 年 3 月 15 日環水管第 43 号)

※2 指針値なし (平成 11 年 2 月 22 日環水企第 58 号環水管第 49 号)

ダイオキシン類対策特別措置法

◎ ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号 最終改正：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号)

媒体	基準値	測定方法
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。		
2 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。		
3 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。		
4 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。		

上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）

◎ 水質に係る環境基準

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号 上田市公害防止条例施行規則別表第 10）

区分	項目	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
第 1 種水域		6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
第 2 種水域		6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
第 3 種水域		6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
測定方法		規格 12.1 に定める方法	規格 21 に定める方法	付表 8 に掲げる方法	規格 32 に定める方法	最確数による定量法
備考						
1 この表に掲げる水質の測定方法のうち、規格とは日本工業規格 K0102 による。						
2 この表に掲げる水質の測定方法のうち、付表 8 とは水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）付表 8 に掲げる方法による。						
3 この表に掲げる水質の測定方法のうち、最確数による定量法とは水質汚濁に係る環境基準について別表 2 の 1 の(1)のアの備考の 4 に掲げる方法による。						
4 水質の測定方法は、測定方法の欄に掲げる方法又は当該方法と同程度の計測結果の得られる方法とする。						
5 上記 1 から 4 までにおいて、測定点の位置の選定、試料の採取、操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適切と考えられる方法によるものとする。						
6 測定の実施は、河川が通常の状態の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。						

◎ 区分をあてはめる水域

区分	区分をあてはめる水域
第 1 種水域	市民の定住的生活、農耕、家畜の飼育などの影響が及んでいない河川
第 2 種水域	矢出沢川、傍陽川、内村川、武石川
第 3 種水域	第 1 種水域及び第 2 種水域以外の河川
備考	
1 河川の名称は、河川法に規定する名称による。	
2 この表は、環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づき指定された水域を除く。	

図 1 参照